第10号様式（第13条関係）

変更命令書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

松崎町長　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで景観法第16条第１項（第２項）の規定により届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、同法第17条第１項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反したときは、同法第102条第１号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 命令の対象となる行為 |  |
| 命令の理由 |  |
| とるべき  措置 |  |

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、松崎町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。

　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に松崎町を被告(訴訟において松崎町を代表する者は松崎町長となります。)として、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内で、当該裁決の日の翌日から起算して１年以内のときに、決定の取消しの訴えを提起することができます。